

「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について

区は、「2050年ゼロカーボンシティ」を目標に掲げ、区民や事業者とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてきたところであるが、更なる脱炭素化の推進に向けて、以下のとおり、建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置を促進する「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を令和7年度より導入することとしたので、報告します。

1 背景及び制度の概要

- 建築分野における太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的活用を目的として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が令和6年4月1日に施行された。
- これにより、区市町村が再エネ利用設備の促進計画（以下「計画」という。）において再生可能エネルギー利用促進区域を定めることで、当該区域内においては、建ぺい率や高さ等の形態制限の緩和を行うことが可能となり、また、建築士に対する建築主への再エネ利用設備等の説明義務や、建築主に対する再エネ利用設備設置の努力義務、区市町村の情報提供等の努力義務が生じることとなった。（別紙1）

2 計画の策定

建築物省エネ法に基づき、「（仮称）杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を策定する。

（1）計画の位置づけ

建築物省エネ法第67条の2第1項の規定に基づき、区内の建築物の再エネ利用設備設置の促進を図る計画として位置付ける。

（2）計画期間

計画の始期は令和7年度とし、終期は杉並区総合計画との整合を図るため、令和12年度とする。ただし、国・東京都の取組の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

（3）計画で定める事項

- 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
- 再エネ利用設備の種類
- 形態制限の緩和許可の特例適用要件
- 啓発及び普及に関する事項

3 条例の制定

建築物省エネ法に基づき、「（仮称）杉並区再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務の対象となる建築物の用途・規模を定める条例」を制定し、再生可能エネルギー利用促進区域において、建築士による再エネ利用設備に関する説明義務の対象となる建築物の用途・規模を規定する。

4 今後の進め方

計画案の作成にあたり、建築士団体等からの意見聴取を実施する。

上記を踏まえて計画案を策定し、杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

5 スケジュール

令和6年	11月	計画案の策定、都市環境委員会へ報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和7年	1月	計画策定
	2月	令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出 計画策定を都市環境委員会に報告
	6月	条例施行